

# 知っておきたい 年金のはなし



日本年金機構

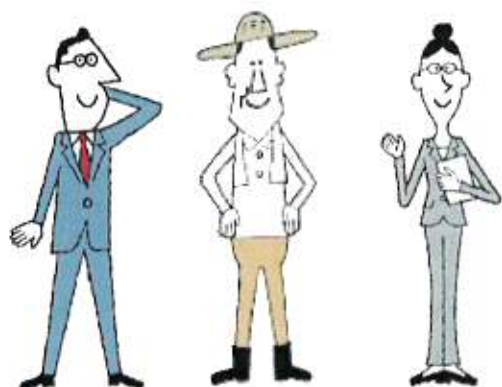
Japan Pension Service

# 20歳から60歳まで加入

日本に住む**20歳**以上**60歳**未満の人は  
国民年金への**加入**が法律で義務付けられ  
ている



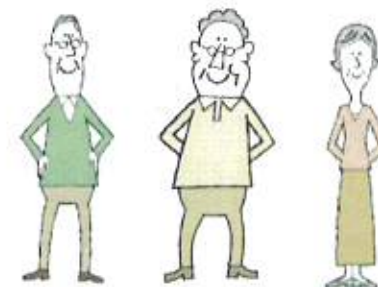
# 保険料を納めることは国民の義務



保険料



現在、年金を受け取っている人

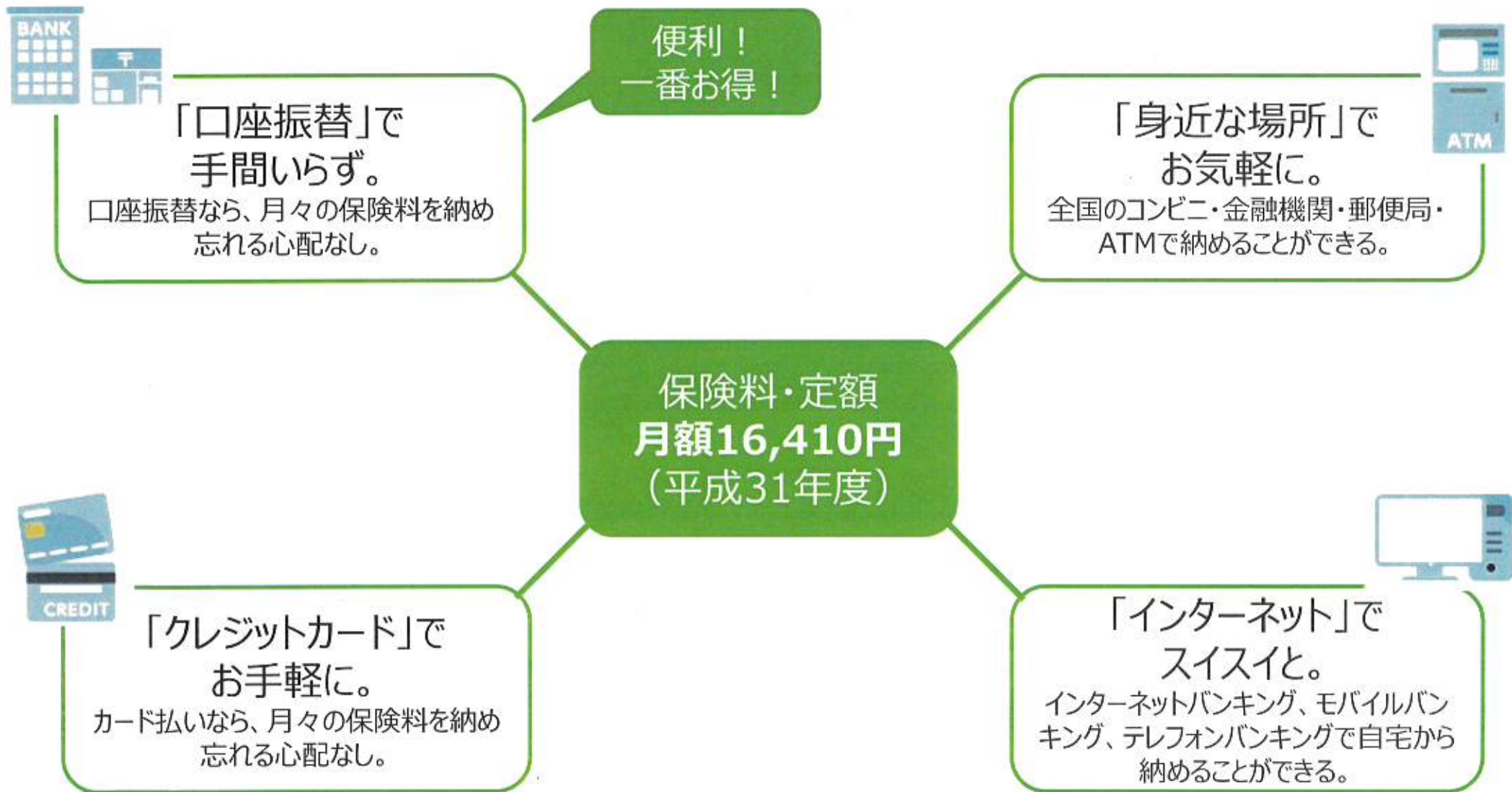


将来、自分が年金を受け取る権利

納めた保険料に応じて年金額は決まります。

老齢年金は、40年納めての年金額が決められています、納め忘れがあれば、年金額が少なくなったり、受け取る権利が発生しません。

# 国民年金保険料の納付方法



# 国民年金保険料の納付方法

## ■国民年金保険料 前納(前払い)の割引額

平成31年度	1カ月分 保険料額 〈割引額〉	6カ月分 保険料額 〈割引額〉	1年度分 保険料額 〈割引額〉	2年度分 保険料額 〈割引額〉
毎月納付 (納付書による現金納付および 翌月末振替の口座振替)	16,410円	98,460円	196,920円	395,400円

		口座振替 (当月末の口座振替)	16,360円 〈50円〉	98,160円 〈300円〉	196,320円 〈600円〉	394,200円 〈1,200円〉
前納(前払い)の割引額	6 カ月前納	現金納付	—	97,660円 〈800円〉	195,320円 〈1,600円〉	—
		口座振替	—	97,340円 〈1,120円〉	194,680円 〈2,240円〉	—
	1 年前納	現金納付	—	—	193,420円 〈3,500円〉	—
		口座振替	—	—	192,790円 〈4,130円〉	—
	2 年前納	現金納付	—	—	—	380,880円 〈14,520円〉
		口座振替	—	—	—	379,640円 〈15,760円〉

口座振替で前納すると、かなりおトクです。



# 国民年金保険料を納めることが難しい場合

収入が少ないなど、経済的に困難な場合には、  
『免除』または『猶予』制度を利用

## 全額免除

保険料の全額が免除

## 納付猶予

50歳未満の方(学生以外)  
の保険料納付が猶予

## 一部免除

保険料の一部が免除

## 学生納付特例

在学中の保険料納付が猶予

# 免除の手続きをしないと...

## 全額免除の手続きをしていた場合

負担

給付

保険料  
負担なし

年金給付



きちんと  
手続きしていて  
良かったあ

税金に見合う給付分の  
1/2は受給できます。

## 保険料を納めなかった場合

負担

給付

保険料  
未納

年金給付  
なし



どうせ払っても  
損だと思って、払って  
いなかったけど、税金  
に見合う給付分も  
受け取れないのか...

税金に見合う給付分も  
受給できません。

# 学生の方は学生納付特例制度を！

- ✓ 所得の少ない学生が**申請**し、承認されることで、国民年金保険料の納付が**猶予**される制度。
- ✓ **猶予**期間内であれば保険料を遡って納めることができる。  
(追納)
- ✓ **毎年**申請が必要。
- ✓ お住まいの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口、もしくは年金事務所へ



# ご注意ください！ きちんと手続きをしておくと、こんなに違います！



大学生のAさん  
20歳から国民年金への  
加入と同時に  
学生納付特例の**手続きもした**。



大学生のBさん  
20歳から国民年金に  
加入したが、納付をせず、  
学生納付特例の**手続きも  
しなかった**。

例  
え  
ば



大学3年生のときの旅行で  
事故に遭い、寝たきりの状態に・・・

障害基礎年金が  
受け取れる  
1級：約975,125円  
2級：約780,100円

障害基礎年金が  
**受け取れません**

# 自分の年金は自分で管理！

## 自分の年金記録を自分で確認する方法

### ✓「ねんきん定期便」

年金に加入すると、毎年誕生月に払込保険料総額や年金記録が郵送されるので、自分で確認できます。

### ✓「ねんきんネット」

年金制度に加入したら登録！

24時間いつでもどこでもスマホでも自分で年金記録を確認できるインターネットサービスです。

# 本日のまとめ



- 学生の方でも**20歳**になったら公的年金制度に加入し、保険料を納める義務がある
- 保険料を納めることが困難な場合は、「**免除**」または「**猶予**」制度がある
- 公的年金は「**世代と世代の支え合い**」
- 「**老齢年金**」のほか、まさかのときに受け取れる「**障害年金**」や「**遺族年金**」がある



